



第91号 平成30年1月1日 発行 弁護士法人 けやき法律事務所

発行責任者/弁護士 齊藤 正俊

〒963-8876 福島県郡山市麓山1丁目2番13号 TEL.024-933-0823 FAX.024-934-2644 (<http://www.keyaki-law.gr.jp/>)

—くらしに憲法を生かそう—

けやき雑感

十九世紀イギリスの議会は「男を女にし、女を男にする以外は何でもできる」と言われ、無制限の立法権を持っていました。

昨年の森友問題・加計問題を巡る国会では、国有財産の売渡しや大学設立認可の手続きに関し①内閣は、種々の合理的な疑問について「(あるべき)文書はない」と言い、資料の提出を拒否し②議会も、それを多数決で追認しました。

「多数で決めれば何をやっても良い」との十九世紀に戻ったような横暴の連続でした。

著名な法学者イエーリングは、「法の目的は平和であり、そこに至る手段は闘いである」と言っています。

いま、平和を願う者には、闘うことが求められています。

弁護士 安藤 裕規

本年もよろしくお願ひ申し上げます。



